第四の五に次のように加える。

7　平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十七年一月一日

第四の六中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十六年十月一日

第四の六に次のように加える。

7　平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十六年十月一日

第五の一中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十六年度看護師試験

第五の一に次のように加える。

7　平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十六年度介護福祉士試験

○法務省告示第百九十六号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

第一中「又は平成二十二年度」を「、平成二十二年度又は平成二十三年度」に「若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）」を「、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）若しくは平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）」に改め、「（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」の下に「若しくは平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）」を加える。

第二の一中「又は一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者」を「、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者」に改め、一の三の次に次のように加える。

一の四　平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十三年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十六年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」の下に「又は二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加え、二の二の次に次のように加える。

二の三　平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十二年度に本邦に入国したフィリピン人介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「同告示第二の一の1の(2)」の下に「及び(3)」を加え、「第二の二の1の(2)及び(3)」を「第二の二の1の(1)のロ及びハ（同告示第二の二の1の(2)において準用する場合を含む。）」に改める。

第四の五中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十七年一月一日

第四の五に次のように加える。

5　平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十七年一月一日

第四の六中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十六年十月一日

第四の六に次のように加える。

5　平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十六年十月一日

第五の一中3を4とし、2の次に次のように加える。

3　平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十六年度看護師試験

第五の一に次のように加える。

5　平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十六年度介護福祉士試験

○法務省告示第百九十七号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村五十六番地

野嵜　加根

○法務省告示第百九十八号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村五十六番地

野嵜　戸那

○法務省告示第百九十九号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村五十六番地内第一号

野崎　カナ

○法務省告示第二百号

広島県三次市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、三次市役所又は広島法務局三次支局に照会すること。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

広島県三次市上川立町九百十六番地　川平　秋義